

京都市訓令甲第18号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成21年10月30日

京都市長 門 川 大 作

別表総合教育センター所長の項中第5号を第10号とし、第4号を第9号とし、第3号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 単価契約済みの物品等の調達契約に関する事。

別表総合教育センター所長の項第2号中「50,000円」を「100,000円」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の3号を加える。

(4) 旅費の支出決定に関する事。

(5) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関する事。

(6) 自動車重量税の支出決定に関する事。

別表総合教育センター所長の項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るものを除く。)の通知に関する事。

別表総合教育センター所長の項の次に次の1項を加える。

(1) 支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るものを除く。)の通知に関する事。

(2) 1件50,000円以下の収入決定に関する事。

	(3) 1件100,000円以下の支出決定に関する事。
	(4) 旅費の支出決定に関する事。
京都まなび の街生き方	(5) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関する事。
探究館事務	(6) 自動車重量税の支出決定に関する事。
局長	(7) 1件500,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。 (8) 単価契約済みの物品等の調達契約に関する事。 (9) 1件1,000,000円以下の建物、設備及び構内地の小規模な修繕の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。

別表京都まなびの街生き方探究館事務局長及び教育相談総合センター所長の項中第4号を第10号とし、第3号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 単価契約済みの物品等の調達契約に関する事。

別表京都まなびの街生き方探究館事務局長及び教育相談総合センター所長の項第2号中「50,000円」を「100,000円」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の4号を加える。

(4) 旅費の支出決定に関する事。

(5) 水道、ガス、電気及び電話の料金、清掃手数料金その他定例的な経費の支出決定に関する事。

(6) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関する事。

(7) 自動車重量税の支出決定に関する事。

別表京都まなびの街生き方探究館事務局長及び教育相談総合センター所長の項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るものを除く。)の通知に関するこ

と。

別表京都まなびの街生き方探究館事務局長及び教育相談総合センター所長の項中「京都まなびの街生き方探究館事務局長及び」を削る。

別表子育て支援総合センターこどもみらい館長及び生涯学習総合センター事務局長の項中第5号を第11号とし、第4号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 単価契約済みの物品等の調達契約に関すること。

別表子育て支援総合センターこどもみらい館長及び生涯学習総合センター事務局長の項第3号中「50,000円」を「100,000円」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に次の4号を加える。

(5) 旅費の支出決定に関すること。

(6) 水道、ガス、電気及び電話の料金、清掃手数料金その他定例的な経費の支出決定に関すること。

(7) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関すること。

(8) 自動車重量税の支出決定に関すること。

別表子育て支援総合センターこどもみらい館長及び生涯学習総合センター事務局長の項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るものを除く。)の通知に関すること。

別表中央図書館事務局長、右京中央図書館副館長、伏見中央図書館長及び醍醐中央図書館長の項中第7号を第13号とし、第4号から第6号までを6号ずつ繰り下げ、第3号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 単価契約済みの物品等の調達契約に関すること。

別表中央図書館事務局長、右京中央図書館副館長、伏見中央図書館長及び醍醐中央図書館長の項第2号中「50,000円」を「100,000円」に改め、同号を同

項第3号とし、同号の次に次の4号を加える。

(4) 旅費の支出決定に関すること。

(5) 水道、ガス、電気及び電話の料金、清掃手数料金その他定例的な経費の支出決定に関すること。

(6) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関すること。

(7) 自動車重量税の支出決定に関すること。

別表中央図書館事務局長、右京中央図書館副館長、伏見中央図書館長及び醍醐中央図書館長の項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るものを除く。)の通知に関すること。

別表学校歴史博物館事務局長の項中第8号を第14号とし、第5号から第7号までを6号ずつ繰り下げ、第4号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 単価契約済みの物品等の調達契約に関すること。

別表学校歴史博物館事務局長の項第3号中「50,000円」を「100,000円」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に次の4号を加える。

(5) 旅費の支出決定に関すること。

(6) 水道、ガス、電気及び電話の料金、清掃手数料金その他定例的な経費の支出決定に関すること。

(7) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関すること。

(8) 自動車重量税の支出決定に関すること。

別表学校歴史博物館事務局長の項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るものを除く。)の通知に関すること。

別表学校歴史博物館事務局長の項の次に次の1項を加える。

青少年科学 センター事 務局長	<p>(1) 支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るものを除く。)の通知に関する事。</p> <p>(2) 1件50,000円以下の収入決定に関する事。</p> <p>(3) 使用料の減免に関する事。</p> <p>(4) 1件100,000円以下の支出決定に関する事。</p> <p>(5) 旅費の支出決定に関する事。</p> <p>(6) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関する事。</p> <p>(7) 自動車重量税の支出決定に関する事。</p> <p>(8) 1件500,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。</p> <p>(9) 単価契約済みの物品等の調達契約に関する事。</p> <p>(10) 1件1,000,000円以下の建物,設備及び構内地の小規模な修繕の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。</p>
-----------------------	--

別表青少年科学センター事務局長及び野外活動施設花背山の家所長の項中第5号を第11号とし、第4号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 単価契約済みの物品等の調達契約に関する事。

別表青少年科学センター事務局長及び野外活動施設花背山の家所長の項第3号中「50,000円」を「100,000円」に改め、同号を同項第4号とし、同号の次に次の4号を加える。

(5) 旅費の支出決定に関する事。

(6) 水道,ガス,電気及び電話の料金,清掃手数料金その他定例的な経費の支出決定に関する事。

(7) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関する事。

(8) 自動車重量税の支出決定に関すること。

別表青少年科学センター事務局長及び野外活動施設花背山の家所長の項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るものを除く。)の通知に関すること。

別表青少年科学センター事務局長及び野外活動施設花背山の家所長の項中「青少年科学センター事務局長及び」を削り、同項の次に次の1項を加える。

課長（教育 機関の課長 を除く。）、 教育環境整 備室長、音 楽高校改革 推進・建設 室長、情報 化推進総合 センター所 長、体育健 康教育室の 保健課長、 生涯学習部 の生涯学習 推進課長、 生涯学習総 合センター	(1) 支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るものを除く。)の通知に関すること。 (2) 1件100,000円以下の支出決定に関すること。 (3) 旅費の支出決定に関すること。 (4) 水道、ガス、電気及び電話の料金、清掃手数料その他定例的な経費の支出決定に関すること。 (5) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関すること。 (6) 自動車重量税の支出決定に関すること。 (7) 1件100,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。 (8) 単価契約済みの物品等の調達契約に関すること。 (9) 売却の見込みのない不用物品(備品を除く。)の廃棄処分に関すること。
---	---

の分館の館 長及び中央 図書館の分 館の館長

別表課長，教育環境整備室長，音楽高校改革推進・建設室長，情報化推進総合センター所長，体育健康教育室の保健課長，生涯学習部の生涯学習推進課長，生涯学習総合センターの分館の館長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書施設の館長の項中「課長，教育環境整備室長，音楽高校改革推進・建設室長，情報化推進総合センター所長，体育健康教育室の保健課長，生涯学習部の生涯学習推進課長，生涯学習総合センターの分館の館長並びに中央図書館の分館」を「教育機関の課長」に改める。

別表総務課長の項中第1号を削り，第2号を第1号とし，第3号を第2号とし，第4号を削り，第5号を第3号とし，第6号及び第7号を削り，第8号を第4号とし，第9号から第12号までを4号ずつ繰り上げ，第13号及び第14号を削り，同項第15号中「100,000円」を「500,000円」に改め，同号を同項第9号とし，同項中第16号を削り，第17号を第10号とし，第18号を第11号とする。

別表学校長及び幼稚園長(京都御池中学校長，御所南小学校長及び高倉小学校長を除く。)の項中第8号を第13号とし，第7号を第11号とし，同号の次に次の1号を加える。

(12) 単価契約済みの物品等の調達契約に関すること。

別表学校長及び幼稚園長(京都御池中学校長，御所南小学校長及び高倉小学校長を除く。)の項第6号を同項第8号とし，同号の次に次の2号を加える。

(9) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関すること。

(10) 自動車重量税の支出決定に関すること。

別表学校長及び幼稚園長(京都御池中学校長，御所南小学校長及び高倉小学校長を除く。)

く。)の項第5号中「10,000円」を「100,000円」に改め、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 旅費の支出決定に関すること。

別表学校長及び幼稚園長(京都御池中学校長, 御所南小学校長及び高倉小学校長を除く。)の項中第4号を第5号とし, 第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ, 同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るものを除く。)の通知に関すること。

別表京都御池中学校長, 御所南小学校長及び高倉小学校長の項中第9号を第14号とし, 第8号を第13号とし, 第7号を第11号とし, 同号の次に次の1号を加える。

(12) 単価契約済みの物品等の調達契約に関すること。

別表京都御池中学校長, 御所南小学校長及び高倉小学校長の項第6号を同項第8号とし, 同号の次に次の2号を加える。

(9) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関すること。

(10) 自動車重量税の支出決定に関すること。

別表京都御池中学校長, 御所南小学校長及び高倉小学校長の項第5号中「10,000円」を「100,000円」に改め, 同号を同項第6号とし, 同号の次に次の1号を加える。

(7) 旅費の支出決定に関すること。

別表京都御池中学校長, 御所南小学校長及び高倉小学校長の項中第4号を第5号とし, 第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ, 同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るものを除く。)の通知に関すること。

附 則

この訓令は、平成21年11月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)